

税金
トレンド!
税金の「今」
がわかる!
ZEIKIN
TREND

相続、法人登記、住民情報の
新ルールを正しく知る

登記と戸籍の制度改革が、 納税者に与える影響

私たちの生活や事業活動に深く関わる「登記」や「戸籍」の制度が、いま大きく変わろうとしています。社会の変化にあわせて法律は改正され、それに伴い行政手続きも更新されていきます。



登記は、個人や法人の権利を公に示す仕組みであり、不動産の売買や会社設立において信頼できる取引の基盤を支えています。その一方で、登記を怠れば、権利関係が不明確となり、紛争や手続き上の不利益につながるおそれもあります。また、一定の登記を怠った場合に過料が科される制度も導入されています。

代表取締役等の住所非表示措置、相続登記の義務化、戸籍へのふりがな記載制度といった最新の法改正について整理し、税務との関連を交えながら実務に役立つポイントを解説します。

1 代表取締役等の住所を非表示にできます

2024年10月から、株式会社等の登記簿に記載される「代表取締役等の住所」について、非表示とする措置が可能となりました。背景には、公開された登記事項証明書から個人の住所が誰でも把握できてしまうというプライバシー上の課題があります。

この改正により、一定の手続きを行えば、登記事項証明書上の住所欄に「法務省令で定める記載」に置き換えられ、閲覧制限が可能になります。

対象者

株式会社の代表取締役・代表執行役・代表清算人

※合同会社の代表社員や医療法人の理事長など他の法人については対象外

手続き

一定の要件の下、株式会社の代表取締役等の住所の行政区画以外の部分につき登記事項証明書等において非表示とする。

(従来の登記情報)

役員に関する事項 東京都千代田区一丁目1番1号
代表取締役 法務太郎



(非表示措置後の登記情報)

役員に関する事項 東京都千代田区 法務太郎

要件1 登記の申請と同時に申し出ること (※ 代表取締役等の住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請に限る。)

要件2 以下の書面を添付すること (※ 上場会社については必要な書面を簡略化)

【①株式会社の実在性を証する書面、②代表取締役等の住所等を証する書面、③株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面】

出典：法務省HP「代表取締役等住所非表示措置について」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html

注意事項

代表取締役等住所非表示措置を講じた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができなくなります。そのため、金融機関から融資を受ける際に不都合が生じたり、不動産取引の場面で会社の印鑑証明書など追加の書類が必要になるなど、一定の影響が与えることが想定されます。

また、住所非表示の措置を取ったとしても、会社法に

規定する登記義務が免除されるわけではありません。代表取締役等の住所に変更があった場合には、従来どおり登記申請が必要です。

その他留意事項

役員の任期が満了した後、間を置かずに同じ人が役員に再任された場合も役員変更の登記は必要です。株式会社の場合は、役員の任期満了から2週間以内に、役員変更の登記をする必要があります（一般社団法人や一般財団法人の場合も同様）。こうした登記を怠った場合、代表者等は裁判所から100万円以下の過料に処される可能性があります。

ワンポイント

代表者の住所は、青色申告の届出や更正の請求など、税務署とのやりとりにおいても重要な識別情報です。住所非表示措置をとっても、税務署に対しては登記の変更内容を正しく届け出ることが必要です。



2 相続登記申請が義務化されました

2024年4月から、不動産を相続した場合の登記申請が義務となりました。これまでは任意とされていた相続登記ですが、所有者不明土地の増加に歯止めをかけるため、取得を知った日から3年以内の登記が義務付けられ、違反した場合は10万円以下の過料が科されることとなりました。遺産分割が未了の場合は、「相続人申告登記」という簡易的な方法で義務を履行することができます。

相続登記の基本的な流れ

① 相続開始の証明と法定相続人の特定

被相続人（亡くなった方）の死亡を証明し、相続人を確定させる必要があります。そのために、被相続人の出生から死亡までの戸籍や除籍、改製原戸籍などを収集します。

※2024年3月1日からは、戸籍法改正により「戸籍の証明書の広域交付制度」がスタートしました。これにより、本籍地以外の市区町村でも必要な戸籍が取得しやすくなり、手続きの負担が軽減されています。また、「法定相続情報証明制度」を活用し、相続関係を一元化した「法定相続情報一覧図」を作成しておくことで、登記だけでなく、相続税申告や金融機関手続きもスムーズに進められます。

② 遺産分割協議・協議書の作成

相続人が複数いる場合は、どの財産を誰が取得するかについて話し合い、合意内容を「遺産分割協議書」として書面にまとめます。相続人全員の署名と実印の押印が必要です。

③ 登記申請書の作成

不動産の所在地や評価額、取得者の情報などを記載

した登記申請書を作成します。添付書類として、戸籍関係書類、遺産分割協議書、相続人の住民票、法定相続情報一覧図（任意）などが必要です。

④ 登記申請書の提出

法務局に申請書一式を提出します。登録免許税の納付もこのタイミングで行います。

ワンポイント

相続によって不動産を取得した場合、その登記を行う際には「登録免許税」がかかります。登録免許税は、不動産の固定資産税評価額に0.4%を乗じた金額が原則です。相続登記の申請義務化にともない、登録免許税の負担軽減措置も講じられています。「相続人申告登記」は、登録免許税が非課税とされています（令和9年3月31日まで）。

⑤ 登記完了

申請から登記完了までには、通常2週間程度かかります。完了後は、登記事項証明書で所有者名義が変更されたことを確認します。

3 戸籍にふりがなが記載されるように

2025年5月26日から戸籍に「氏名のフリガナ」が記載される制度がスタートしました。この制度に伴い、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が通知されます。通知の発送時期は自治体によって異なり、施行日から順次発送され、発送までに3か月程度かかる市区町村もあります。

手続き

通知された振り仮名が正しい場合は特に届出は不要で、2026年5月26日以降に自動的に戸籍に記載されます。一方、通知されたフリガナに誤りがある場合や、早期に戸籍に記載を希望する場合は、マイナポータルを利用したオンライン申請、市区町村の窓口での届出、または郵送での届出が可能です。

ワンポイント

将来的には、税務署が管理する納税者名簿などでもフリガナが活用され、書類の誤送付や誤課税といったミスの防止に繋がることが期待されます。ただし、現時点では戸籍に記載されるフリガナと税務署のシステムとの連携は行われていません。そのため、税務署に届出書類を提出する際には、氏名のフリガナも省略せず、正確に記入する必要があります。

